

岡山県公報

発行

岡山県



目次

告示

- 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う
家畜等の移動等の禁止
- 家畜伝染病の疑似患畜の発生

〃

畜産課

担当課（室）

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百六十八の二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条第一項及び家畜伝染病予防法施行細則（昭和三十一年岡山県規則第四十号）第九条の規定により、津山市で発生した高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜等の移動等を次のとおり禁止する。

令和七年十二月二十日

岡山県知事　伊原木　隆太

一 移動等の禁止の対象となる家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、エミュー、ほろほろ鳥及び七面鳥、それらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品（家畜伝染病予防法第五十三条第三項の家畜防疫員が当該病原体を拡散するおそれがないと認めたものを除く。以下「禁止対象家畜等」という。）

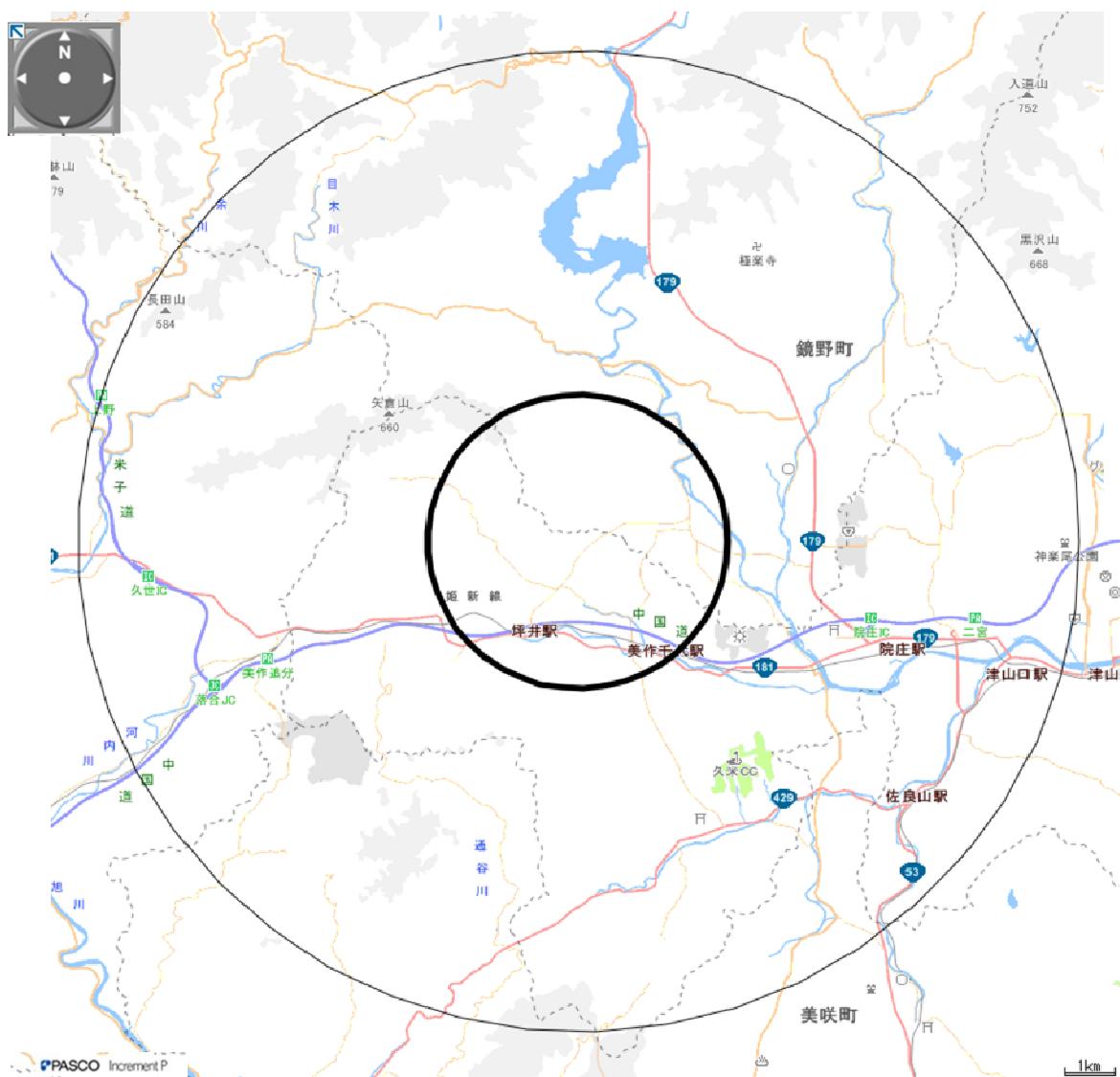
二 移動等の禁止の内容及び対象となる区域

- 1 禁止対象家畜等の移動を禁止する区域
　　次の図のとおり
- 2 禁止対象家畜等の区域外への移出を禁止する区域
　　次の図のとおり

三 移動等の禁止の期間

令和七年十二月二十日から当分の間

令和7年12月20日 岡山県公報 号外



禁止対象家畜等の移動を禁止する区域:太線の円内の区域

禁止対象家畜等の区域外への移出を禁止する区域:細線の円と太線の円の間の区域

令和7年12月20日 岡山県公報 号外

〔五五九の二〕家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の疑似患畜が発生した旨の届出があつた。

令和七年十二月二十日

岡山県知事
伊原木 隆太

家畜 の種類	伝染病	高病原性鳥インフルエンザ
家畜の種類	月 生 日 年	採卵鶏
患畜・疑似 患畜の区分		疑似患畜
頭數 発生	万 羽 十三 約四	
発 生 場 所	津山市	
年 月 日 発 生	十 日 十二月二	令和七年 十二月二